

第1章

「第2期日野市食育推進計画」の基本方針

1 計画の目的

わが国では、社会環境の変化や生活習慣の多様化、高齢化が進む中で、「食」をめぐるさまざまな問題が指摘されています。

こうした背景のもと、国は、国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的に、平成17年7月「食育基本法」を施行し、平成18年3月に、「食育推進基本計画」を策定しました。

その後、平成23年度から平成27年度までの5年間を期間とする新たな食育基本計画として、平成23年3月に、「第2次食育推進基本計画」を策定しています。

東京都では、平成18年9月に「東京都食育推進計画」を策定し、生涯を通じて自らの食のあり方について考え、健全な食生活を実践する力を身につけられるよう、あらゆる世代を対象として食育に取り組んでいます。

日野市（以下、「本市」という。）においても、平成20年（2008年）3月に「日野市食育推進計画」を策定するとともに、平成21年（2009年）3月には「日野市みんなですすめる食育条例」を制定し、本市の特色を生かした『日野市ならではの』の食育を推進してきました。

第1期計画を策定する以前から、市ではさまざまな食育の取り組みを行ってまいりました。それを取りまとめて1つの体系として、全体の進み具合を年次で評価する体制を作ったのが第1期計画と考えることができます。第2期計画では、さらにこれまでの成果をもとに各事業を再編し、新たな体系として食育推進の目的に向け、まい進していきます。

「食」は命の源であり、健康生きるための基本となるものです。すべての市民が健康で、心豊かな人生を歩み、それを次世代へ受け継いでいくためには、食のあり方について学び、積極的に食育を推進しなければならないことから、計画を改訂し、引き続きそれらの実現を目指していきます。

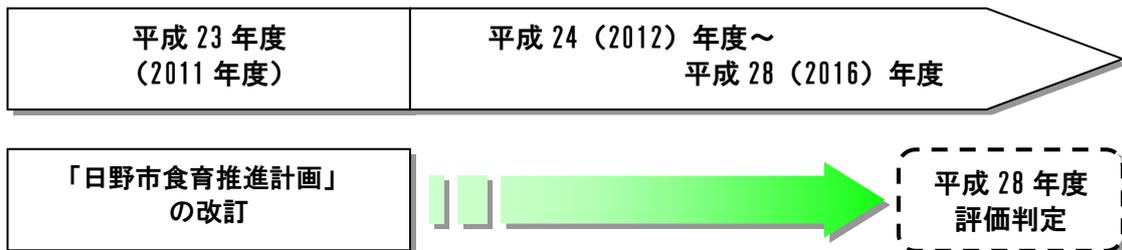
2 計画の位置づけ

第2期「日野市食育推進計画」は、食育基本法第十八条において作成に努めなければならないとされる市町村食育推進計画に該当するものであり、「食育推進基本計画」や本市の上位計画である第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）～とともに創ろう心つながる夢のまち日野～のまちづくりの柱3に掲げる、『健やかでともに支えあうまち』の方針を踏まえて策定されたものです。

また、「第2期日野人げんき!プラン」、「シルバー日野人安心いきいきプラン～第2期日野市高齢者保健福祉計画～」、「第二次日野市農業振興計画・アクションプラン」、「ひのっ子すくすくプラン」などの関連する市の個別計画との整合性を図り、計画に基づいて施策を着実かつ積極的に推進します。

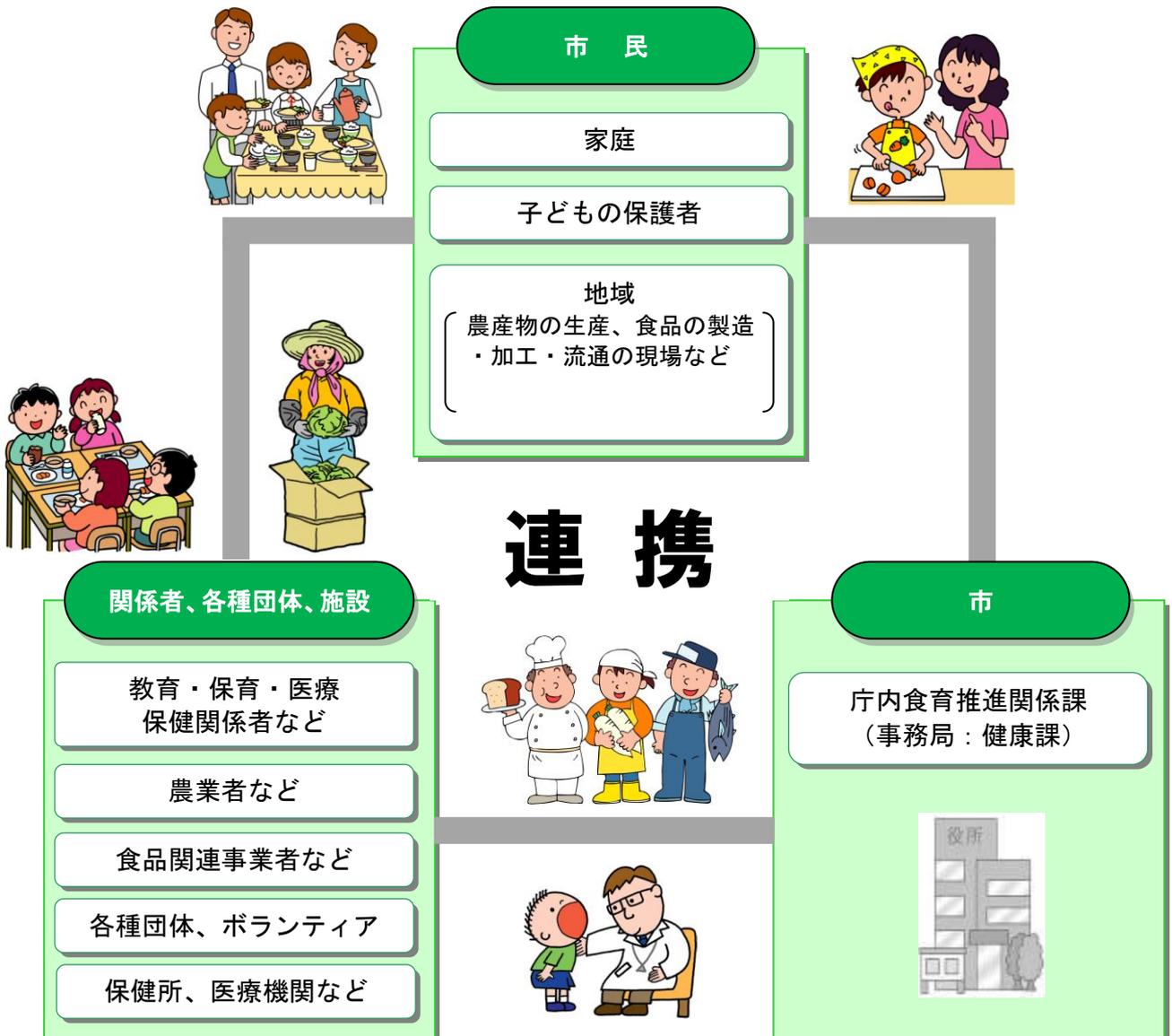
3 計画の期間

本計画は、平成24年度から平成28年度までの5年間とし、評価判定は、計画終了後に行います。



4 計画の推進体制

本計画では、「市民」「市」「関係者、各種団体、施設」が食育に関わる責務を明確にする
とともに、それぞれの連携の更なる強化を図りながら、一体となって食育を推進していきま
す。



5 計画の進行管理（評価）

計画期間中の評価体制については、本計画を着実に実行性のあるものとするため、また効率的な事業展開をしていくため、PDCA サイクル（計画－実行－評価－改善）の考え方をを用いて、年度ごと計画の推進状況評価を行います。

食育推進関係各課（自己評価）、庁内食育推進部会による市役所内部の評価（庁内の評価）を行った後、公募市民や有識者による日野市食育推進会議において庁内評価の検証及び総合評価を行います。また、最終年度には、本計画に定める数値目標の達成状況の評価を行い、平成29年度からの第3期計画策定へとつなげていきます。

【計画の進行管理のイメージ図】

